

# 団活動の新指針 Q & A

**Q 1 第3日曜日は、一切活動してはいけないのか？**

A 1 通常の練習や練習試合等の活動を第3日曜日に行うことは、全県一斉に原則不可とする。

ただし、市町村等が主催するクリーンアップ活動等の社会活動に対しての参加・不参加は、各単位団の判断によるものとする。

**Q 2 第3日曜日に、競技団体主催の大会が開催された場合、一切参加してはいけないのか？**

A 2 一切参加してはいけない、ということではない。

競技団体が主催する大会は、会場借用等の関係で第3日曜日に開催される場合もある。そのような場合には、第3日曜日の大会参加も可とする。

第3日曜日に開催される大会への参加・不参加の判断は、あくまでも各単位団の判断による。

しかし、第3日曜日に開催される大会に参加した場合には、第4日曜日に代替休止日を必ず確保するものとする。

**Q 3 第3日曜日に、競技団体主催の選抜された選手によるトレセン等に参加してもよいのか？**

A 3 参加してもよい。

しかし、その場合であっても、障害防止等の観点から、代替休止日を必ず日曜日に確保するものとする。

**Q 4 市町村主催の大会や競技団体以外が主催する冠大会、保護者が主催する招待大会についての、第3日曜日の取り扱いはどうなるのか？**

A 4 市町村等に対しては、第3日曜日の大会開催をなるべく自粛するよう既に申し入れている。

しかし、A 2のように会場借用等の関係で、市町村主催の大会や競技団体以外が主催する冠大会が、第3日曜日に開催される場合もある。その際の取り扱いは、A 2と同様とする。

ただし、各単位団の育成母集団、つまり、保護者会・親の会・育成会等が主催する招待大会を第3日曜日に開催することは、原則不可とする。

**Q 5 第3日曜日に開催される大会に参加した場合、必ず第4日曜日を代替休止日にしなければいけないのか？**

A 5 第3日曜日の代替休止日は、第4日曜日を原則とする。ただし、第4日曜日の代替休止日確保が困難な場合には、第1・第2日曜日を代替休止日とすることも可とする。

ただし、今回の指針改定の根本に、月に1度は日曜日のスポ少活動を休み、家族とのふれあいの時間や地域での活動の機会を確保するという趣旨があることから、土曜日を代替日とすることは原則不可とする。

**Q 6 スキー等の季節限定種目も、第3日曜日を活動休止日にしなければいけないのか？**

A 6 スキー、スケート、駅伝などの季節限定種目は、例外として第3日曜日の活動を認めるものとする。

ただし、その場合であっても、障害防止等の観点から、代替休止日を必ず確保するものとする。